



小野市公告第 28 号

小野市議会文書共有・会議システム導入に係る
公募型プロポーザルの実施について

小野市議会文書共有・会議システム導入業務委託の受託者を選定する
ため、公募型プロポーザルを実施します。

令和 8 年 6 月 1 日

小野市副市長 藤原 博之



1 業務名

小野市議会文書共有・会議システム導入

2 参加表明書受付期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 6 月 26 日

3 参加資格要件

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登録されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点およびそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないまたは指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 小野市暴力団排除条例（平成 24 年小野市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基

づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始または破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7) 過去5年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。また、同種の業務を受託した実績を有するとともに、受託者の責により契約を解除されたことがないこと。

(8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力および適切な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

(9) ISO27001を認証取得またはプライバシーマークの認定を受けていること。

(10) 提案するシステムが、他の地方議会又は地方公共団体において導入した実績を有していること。